大芝公園交通ランドにおける自動販売機による商品販売業務（発注要領）

１　設置場所

　　大芝公園交通ランド　７台（別添位置図のとおり）

２　販売商品について

　⑴　清涼飲料水等（缶、ペットボトル）　４台

⑵　清涼飲料水等（紙パック）　　　　　１台

⑶　菓子　　　　　　　　　　　　　　　１台

⑷　氷菓　　　　　　　　　　　　　　　１台

　　自動販売機は合計７台とする。

３　販売商品の決定等

落札決定後、落札者は、当協会に「販売商品等に関する申請書」を提出し、当協会が承認した

商品を販売するものとする。

４　予定数量

　清涼飲料水等（缶、ペットボトル）１２，６００本

清涼飲料水等（紙パック）　　　　　４，４００個

菓子　　　　　　　　　　　　　　　　　５００個

氷菓　　　　　　　　　　　　　　　９，５００個

５　入札方法

　⑴　単価１３０円清涼飲料水（缶・ペットボトル）を代表品目としてその販売手数料率を入札することとし、最も高い販売手数料率を入札した業者に決定することとする。

　⑵　菓子及び氷菓の販売手数料率はあらかじめ下記のとおり既定する。

　⑶　交通ランドにおいては、管理の効率性を勘案し一業者による一括管理とする。

　⑷　入札する販売手数料率は、パーセント表示で小数点第２位までとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | | 規　格 | 販売単価 | 販売手数料率 |
| 清涼飲料水　缶・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ | | 190～350ml相当 | 130円 | 入札により決定 |
| 菓子 | 箱入 | | 130円 | 10%（前契約実績） |
| 氷菓（アイスクリーム） | 紙カップ | | 130円 | 同上 |

６　販売手数料額の算出

　⑴　代表品目の販売手数料額は、販売単価（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。以下同様）に販売手数料率を乗じて算出する（小数点第２位未満切捨て）。

　⑵　代表品目以外の品目、又は販売単価が異なる品目を販売する場合の販売手数料額は、当該販売単価に代表品目の販売手数料率を乗じて算出する（小数点第２位未満切捨て）。

　⑶　大芝公園交通ランドの飲料以外（氷菓、菓子等）の販売手数料額については、現行と同じ販売手数料率１０％により算出することとする。

７　販売手数料の算出について

販売手数料額は、各月末締めで、それぞれの品目の販売手数料額に販売個数を乗じて算出し、１円未満の端数がある場合は四捨五入とする。